

## 産学連携学会 学術誌委員会に関する内規

### (目的)

#### 第1条

特定非営利活動法人産学連携学会(以下「学会」という.)は、定款第3条に定めた目的を達成するために、学術誌委員会を置き、学術の振興を図るなどの活動を推進する。本内規は、学術誌委員会(以下「委員会」という.)に係る事項について定めるものである。

### (委員の構成)

#### 第2条

委員会は、次の委員をもって組織する。

- 1) 委員長 1名
  - 2) 副委員長 2名程度
  - 3) 委員 6名程度
- 2 委員長および副委員長は、正会員の中から理事会の議を経て会長が任命する。
- 3 委員は、委員長および副委員長が協議の上、正会員の中から指名し、理事会に報告する。
- 4 委員会は原則として8名程度で構成するが、活動状況に応じて変更することができる。委員長は、欠員が生じたとき、あるいは、必要なときには、新たな委員を補充することができる。
- 5 委員長、副委員長および委員の任期は、学会の役員の任期(当該年7月～翌々年6月)に合わせて2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、補充により就任した委員の任期は、現任者の任期の残存期間と同一とする。

### (委員会の招集及び議長)

#### 第3条

委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会に代えて、委員全員に対してメール審議を求めることができる。その場合、原則として過半数の合意をもって議決するものとする。
- 4 委員長は、副委員長あるいは委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 5 委員会の議事概要を作成し、記録する。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (活動事項)

#### 第4条

委員会は、学会の目的を達成するために、次にあげる活動を行う。

- 1) 学会誌の発刊に関する事項
- 2) 理事会から付託された事項

### (学会誌に関する規定類)

#### 第5条

学会誌に関し、以下の規定類を定める。

- 1) 学会誌「産学連携学」の投稿規定は、別に定める。
- 2) 学会誌「産学連携学」の原稿執筆要領は、別に定める。
- 3) 学会誌「産学連携学」の審査規定は、別に定める。

( 投稿論文等の査読員の選任 )

第 6 条

委員会は、「産学連携学」審査規定に従い、査読員として適任者を選任する。

- 2 査読員の選任にあたっては、委員長あるいは副委員長が代表して行うことができる。  
ただし、委員長が著者になっている論文等については副委員長が、また、副委員長が著者になっている論文等については委員長が代表して行う。
- 3 投稿者および査読員との連絡は、委員長、副委員長、あるいは、委員長が指名する委員が代表してこれを行う。
- 4 委員長、副委員長および委員が著者となっている論文等に関しては、当該者は当該論文等の査読等の審査には一切関わることができない。

( 秘密保持 )

第 7 条

委員は、委員会を通じて知り得た情報の秘密を保持しなければならない。

- 2 委員および関係者は、委員会を通じて知り得た情報を利用し、又は他人に漏らしてはならない。

( 規程の改正 )

第 8 条

本内規の改正は、委員会の議を経て、理事会の承認を受ける。

附則 1 本内規は、令和 3 年 10 月 8 日から施行する。